

外国人労働者受け入れ拡大と 医療介護経営シンポジウム

~新たな在留資格(特定技能)創設が及ぼす影響と これからの医療・介護事業経営~

全産業において危機的な人手不足が叫ばれる中、世界の超少子高齢社会の先頭を走る我が国においては、2025 年以降の生産人口減少が著しく、我が国の経済や財政に深刻な影響を及ぼすことが有識者から指摘されていた。そ のような中、政府は、これまで慎重だった外国人労働者政策の大転換とも言える新たな在留資格(特定技能1・2) 創設を提言。そして、一定の技能と日本語能力を有する外国人労働者の長期在留を可能にする入管法改正案を秋の臨 時国会に上程した。「移民政策だ」「拙速すぎる」「中身が何も決まってない」など与野党の熱い議論の結果、自公・ 維新の賛成多数で12月8日に可決、成立し、2019年4月施行となった。そのような折、当会では新たな在留資格 創設への対応をメインとした緊急企画として12月16日にシンポジウムを開催した。そこで特集では、この新たな 在留資格の最新情報である本シンポジウムをとりまとめ報告する。

特定技能と技能実習制度の活用は Part 1

アジアでの事業展開を切り開く

『Visionと戦略』編集部

新たな在留資格の適正な運用へ Part 2

違反には登録抹消・受入停止

法務省入国管理局 総務課企画室 法務専門官

永見 貴信 氏

EPA、在留資格、技能実習、特定技能 Part 3 4制度で外国人介護人材の受け入れへ 厚生労働省 社会·援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室 室長補佐

平岡 敬博氏

Part 4

【実践報告】

外国人技能実習生の受け入れで

一番のポイントは監理団体の選定

留学生・実習生・特定技能を併用 募集・教育・受入れを全て自前で対応

介護現場の閉塞感からの脱却 アジア健康構想で越境学習に着手 のぞみグループ 代表

甘利 庸子氏

JVMCHR代表取締役 株式会社青山ケアサポート 代表取締役

岡田 宗修氏

社会医療法人愛仁会本部 高槻地区事業統括部長 社会福祉法人愛和会 本部統括部長

茂典氏

Part 5

【シンポジウム】

技能実習生・特定技能活用の焦点は 支援体制の強化と悪徳業者の排除

司

保健・医療・福祉サービス研究会代表 田中 優至

シンポジスト

法務省入国管理局 総務課企画室 法務専門官 永見 貴信氏

厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室 室長補佐 平岡 敬博 氏

のぞみグループ代表 甘利 庸子氏

JVMCHR代表取締役 / 株式会社青山ケアサポート 代表取締役 岡田 宗修氏

社会医療法人愛仁会本部 高槻地区事業統括部長 社会福祉法人愛和会 本部統括部長 坪

茂典氏

全国人材支援事業協同組合 代表理事 菊池 博文氏

Visionと戦略 2019.2 6

も審議される

の普及も、受け入れを契機

業界に比べて魅力に乏しいの

に懸念すべきは、

外国人材の

「外国人労働者受け入れ拡大と 医療介護経営シンポジウム

特定技能と技能実習制度の活用は アジアでの事業展開を切り開く

生活者として支援する方針 100カ所に多言語の相談所

ようやく介護業界にも救い

中国、インドネシア、タイ、ミャ されて1年も経たないうちに、 の9カ国に閣議決定した。 ンマー、ネパール、モンゴル の受け入れ対象国が、ベトナ た在留資格 改正出入国管理法で創設され 技能実習制度に介護職が追加 の手が差し出された。外国人 た。 昨年12月25日には、 の対象4業種に介護が加わっ フィリピン、カンボジア、 「特定技能1号」 当面

23日に召集される通常国会で 体制が整備されるのだ。今月 応する相談センターを全国約 の言語で生活相談などに対 人材を労働者としてだけでな 100カ所に開設する。 外国 は国が主導して、 公的サービスの多言語対応 生活者として受け入れる 11 カ 国

> ピンチをチャンスに変えよう ジアでの事業展開も視野に入 端は人材不足対策でも、 が急ピッチで進んでいる。発 設が続き、アジアへのシフト と介護技術教育を行う施設開 はベトナムなどに日本語教育 用されていく。介護事業者に この4つの制度が併存して運 れた取り組みもある。まさに 特定技能1号。 留資格「介護」、 人材の調達にとどまらず、ア EPA(経済連携協定)、在 技能実習制度、 介護職には 単に

ミズムが注入されようとして 着型だった介護事業にダイナ 然の流れで、内需型・地域密 を強化するには海外進出は必 障費抑制を考えれば、収益力 卜 11 人材向け介護記録システム「c る。 (大阪市) が取り扱う外国 epo」のようなITツー さらに青山ケアサポ

に様々な業務で一気に進むだ

さらに拡大する可能性も高 その成果いかんで経営格差が 改革にまで導けるかどうか。 策だけでなく、事業モデルの

ベトナムで介護人材確保難 各業界の人材獲得競争から

とする意欲的な経営姿勢だ。

今後続くと思われる社会保

るいは日本の介護業界が、 日本が魅力に乏しいのか。 世界的な人材争奪戦にあって ずベトナムなど相手国で介護 楽観できる状況ではない。ま 技能や技能実習制度の効果を ねない。現実は必ずしも特定 な面ばかり見ていては躓きか 期待が膨らむが、 人材確保が難しくなってきた。 に、人材確保と経営改革への こうして新制度の施行を前 ポジティブ 他 あ

> 早くも問題の萌芽が見え隠れ 技能実習生の受け入れでも、 動の再考が必要だろう。 使したPRなどリクルート活 スタートしたばかりの介護 業界としてもSNSを駆

> > リスクかもしれない。

保健・

大量来日に伴う感染症の流入

いるデジタルシフトという社 ろうが、これは今日加速して 会的要請にも合致する。 新制度の発足を人材不足対

れているという。いずれ件数

が増加すれば報道されるだろ

談が実習生から当局に寄せら

語の勉強をする時間が確保で

し始めた。就労が過酷で日本

ることが報告された。

生に結核の発症が頻発して ジウムでも、ベトナム人実習 昨年12月16日に開いたシンポ 医療・福祉サービス研究会が

きないなど、結構な件数の相

材の受け入れを契機にこのよ 事者は人権意識が高いが、そ きは正してほしい うな点を問い直して、 る う嘆かわしい事態が続いてい て昨今は、職員による利用者 権であり、部下や後輩など下 位者に対してはどうか?まし れは利用者と家族に対する人 悟が肝要だ。おおむね介護従 の虐待件数が毎年増加とい とくに人権には不可侵の覚 さらに、こうした問題以上 (厚生労働省調べ)。 正すべ 外国人

> 合で、 報告した。 の流入を防ぐのは困難だ」と 滞在時に発症する可能性があ 日本入国時に未発症でも国内 間に及ぶ疾患も少なくない。 があって、長期には2~3週 の医師は「感染症には潜伏期 未病システム学会が開いた会 という。 であり、 せることは公衆衛生史の教訓 人口移動が感染症も移動さ 空港検疫で全ての感染症 成田空港内クリニック 昨年6月17日、日本 阻止は容易ではない

と矮小化して看過せず、 うが、問題事案を「一部の例外

あく

日は我が身」になりかねない まで現実を直視しなければ「明

でおきたい は政府だけれど、制度を育て 富んでいる。「制度をつくるの の甘利庸子氏の持論は示唆に ループ(長野県小諸市)代表 にしていくうえで、のぞみグ るのは私達の責任」。 期待と懸念が交錯するなか 外国人材を、わが良き友 胸に刻ん

(文/編集部

違反には登録抹消・受入停止 新たな在留資格の適正な運用

労働環境の保持などを受入れ機関に求めている。 法務省 入国管理局の永見氏にポイントを尋ねた。 で噴出した諸問題を踏まえて、制度運用に厳格な方針で臨む意向だ。契約内容の適正な履行、 特定技能1号と特定技能2号の運用に対して、新設される出入国在留管理庁は、外国人技能実習制度 健全な



法務省入国管理局 総務課企画室 貴信 氏 永見 法務専門官

が閣議決定され

きながら、多文化共生社会の

その他、関係者の意見を聞

資戦略2017

契約の適正履行を求める 登録支援機関・受入れ機関に

受けて、2月23日から5月29

で、企業の人手不足感はバブ えていただけますか より日本経済が回復するなか が改正された経緯について教 ■出入国管理及び難民認定法 アベノミクスの推進に

体的な検討を進めることとす り方について、総合的かつ具 月9日に外国人材受入れの在 ています。そこで平成29年6 / 期以来の水準にまで強まっ 事会を8回開催しました。 級で構成するタスクフォース 日までの間に関係省庁の局長 を2回、課長級で構成する幹

ました。この総理大臣指示を に経済財政諮問会 平成30年2月20日 理大臣指示があり 議で制度改正の具 するようにとの総 体的な検討を開始

必要がある」旨の記述が盛り となる外国人材を幅広く受け 方針が閣議決定され、「従来 入れていく仕組みを構築する の専門性・技能を有し即戦力 る外国人材に限定せず、一定 の専門的・技術的分野におけ その後、6月15日に骨太の 行いました。その後も法務省

法律が成立しました。 務省設置法の一部を改正する 国管理及び難民認定法及び法 向けた環境整備が検討されま 外国人との共生社会の実現に する関係閣僚会議が開かれ 外国人材の受入れ・共生に関 込まれました。7月24日には、 した。そして12月8日に出入

ては、 方向性について取りまとめを 係省庁等と検討を行い、新た 援体制の在り方について、関 本語能力水準、在留管理・支 れ対象者に求める技能及び日 永見 タスクフォースにおい な外国人材の受入れ制度案の 討が行われたのでしょうか。 ■法改正に向けて、どんな検 受入れ業種の判断、 主要分野ごとの実態把 受入

> 行っているところです。 明らかにするための「分野別 省庁との間で継続して法改正 等の制度所管省庁と分野所管 運用方針」等に係る協議等を かにするための「基本方針 に向けた協議を行うととも 受入れ分野ごとの方針を 分野横断的な方針を明ら

館を通じた新たな受入れ制度 質な仲介業者の排除、在外公 保証金・違約金を徴取する悪 環境の整備、社会保険の加入、 外国人児童生徒の教育、労働 民間賃貸住宅への入居支援 の多言語化、保健・医療・福 教育の充実、行政・生活情報 築について総合的に対応策を の周知・広報などです。 祉サービスの提供、公営住宅 検討しました。例えば日本語 み、新たな在留管理体制の構 滑な受入れの促進への取り組 に対する支援、外国人材の円 活動、生活者としての外国・ 実現に向けた意見聴取・啓蒙

の改正は何が骨子になってい ■出入国管理及び難民認定法

る内容を盛り込んだ「未来投

ますか。 **永見** 出入国管理及び難民認

なった場合の規定の整備。 受入れの一時停止が必要と 針」に関する規定の整備と、 するための「基本方針」 に4点です。第一に、 正されました。その骨子は主 2018」の内容を踏まえ改 閣議決定した「骨太の方針 にするための「分野別運用方 入れ分野ごとの方針を明らか 分野横断的な方針を明らかに 技能2号」の創設。第二に、 定法は、平成30年6月15日に 「特定技能1号」と「特定 在留資 受

関に対して、報酬などを含む されます。第四に、受入れ機 れば、支援計画の適正な実施 能1号外国人材に対する職業 適切な雇用契約の締結と適正 の基準に適合するものとみな 登録支援機関に支援を委託す 上の支援の実施を求めること。 生活上·日常生活上·社会生活 て、支援計画を作成して特定技 な履行の確保を求めています。 第三に、受入れ機関に対し

れる出入国在留管理庁は、 ■法務省の外局として設置さ

を適用することもあります。

試験で判定。③家族の帯同は

業者の介在が判明した場合は、 ないこと等。仮に悪質な仲介 など悪質な仲介業者の介在が

本人の入国を認めない措置を

た技能で、所管省庁が定める

要件を満たせば可能。

4在留

がない。②技能水準は熟練し

異

(なり在留期間の更新の上限

更新を要するものの、

1号と

暴力団など欠格事由に該当し

ないこと、保証金を徴収する

①1~3年などの期間ごとの

特定技能2号のポイントは

(別掲の図参照

「外国人労働者受け入れ拡大と 医療介護経営シンポジウム

るのでしょうか しい法律にどのように関与す 出入国在留管理庁の設

置に伴い、法務省の任務のう ち、出入国管理に関する部分が な管理」に変更されます。 人国及び外国人の在留の公正 出入国の公正な管理」から「出 登録支援機関に対しては、

受入れ機関が労働法規など 受入停止などの措置を講ず 場合には、 とや支援計画を適正に履行 を適正に履行していないこ ります。 を行い、改善命令・立入検 に違反した場合には、 ることができます。さらに 査などを実施することもあ 必要に応じて、指導・助言 ていないことが判明した 受入れ機関に対しては、 そのうえで、契約 一定期間の新規 罰則

本人を入国させない 悪質業者の仲介が分れば

ますか。 号は何がポイントになってい ■特定技能1号と特定技能2

修了者は②及び③の試験が免 等により確認)。技能実習2号 認)。③日本語能力はある程度 する技能を有すること(一定 程度の知識又は知識を必要と 永見 対象。⑥入国・在留を認めた は登録支援機関による支援の 本的に不可。⑤受入れ機関又 除される。④家族の帯同は基 障がない程度の能力を基本と の試験に合格すること等で確 分野で転職可能―などです。 する(受入れ分野ごとに試験 日常会話ができて、生活に支 上限5年。②技能水準は相当 ントは、 特定技能1号のポ ①在留期間が通算で

ます。

登録を受けた場合などは かった場合や不正な手段で 画に基づいた支援を行わな

登録支援機関が支援計

指導・助言などを行

登録を抹消することもあり

を認めた分野で転職可能―と なっています 「介護

項は何でしょうか。 ■受入れ機関に求められる事 られます 能1号、

永見 行為をしていないこと、前科 して、不正又は著しく不当な 国又は労働に関する法令に関 いないこと、5年以内に出入 守や、行方不明者を発生させて 令及び社会保険関係法令の遵 第二は雇用契約の適正な履行 です。同一業務に従事する日本 に関する基準です。労働関係法 合は休暇を取得させること等。 こと、一時帰国を希望した場 人と同等以上の報酬を支払う 第一は雇用契約の基準

さらに第三として、

程度であり、その下に特定技 と新たに創設する在留資格 特定技能2号」が概ね同等 在留資格ごとの技能水準 既存の在留資格 技能実習が位置付け

を経験した職員の在籍、 提供体制の確保、

永見 業界団体、NPO法人、 事項は何でしょうか 登録支援機関の対象は 社会保

期在留者の受入れを適 正に行った実績や中長 留管理庁が登録します。 定され、登録要件を満

取ることとなります。

中長期在留者の生活相談など 受入れを適正に行った実績や す。内容は、中長期在留者の 者が欠格事由に該当しないこ 制に関する基準が課せられま 支援の責任 支援体 情報

となどです。

しょうか。

険労務士、行政書士などが想 ■登録支援機関に求められる

どを経験した職員が在 期在留者の生活相談な 当しないこと。②中長 登録の要件は①登録拒 いることなどです。 報提供体制を確保して 籍していること。 否事由 (欠格事由) に該 たした機関を出入国在 ③ 情

録を受けた場合などには登録

合や、不正な手段によって登

関は出入国在留管理庁にどん な届出が義務付けられるので ■受入れ機関と登録支援機 を抹消することもあります。

登録支援機関との委託契約の 締結・変更などです。登録支 は、特定技能契約の変更・終 **永見** 受入れ機関の届出事項 届出なければなりません。 援機関は支援の実施状況等を 了、支援計画の実施状況・変更、

(文/編集部)

支援を行わなかった場 支援計画に基づいた 受入れ機関・登録支援機関のイメージ 市辺町村 出入国在留管理庁 15 10 10 10 10 10 10 10 指導・助商 物質 約數 羅出 A60EE 粉素·指導 摄 建出 登録文類機関 製出 受入れ機関 **四年 表现** 雇用契約 放援 外国人材

出所:法務省作成資料

4制度で外国人介護人材の受け入れへ EPA、在留資格、技能実習、特定技能

在留資格「介護」と併せて4つの制度が運用されていくのだ。各制度の特徴や違いについて平岡氏に尋ねた。 号」が発足し、3年を修了した技能実習生が特定技能1号に続々と移行することも想定されている。EPAと 介護職の外国人技能実習生の受け入れは今年から本格化する。軌を一にするように4月1日から「特定技能1

地域で2倍



厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室 室長補佐

県、奈良県で 東京都、愛知 となっており、 を超える状況

敬博 氏 平岡

日本で長く働く道を支援 介護福祉士資格を取得して

■介護人材不足の実態はどの

今後の施策を教えてくださ ような状況でしょうか。 国の

す。 ۲, 均を大きく上回り続けていま 業平均1・50倍ですが、介護 す。2017年度は、 見ると、 分野は3・ 都道府県別の数値を見る 10月時点では、 有効求人倍率の推移を 介護分野は全産業平 50倍となっていま すべて 全産

> 年にかけて年間6万人程度の 7期介護保険事業計画に基づ には、 介護人材を追加で確保するこ く推計の中で、今後2025 昨年5月に公表した第 また、将来的 なっています。 は6倍程度と

門的研修を創設し、 どの介護未経験者に対する入 税率引き上げに伴う介護職員 きます。①来年10月の消費 保策に総合的に取り組んでい としては、次のような人材確 0) 処遇改善、②中高年齢者な 研修受講

> に支援、 談を行っていきます。 貸し付けや日常生活面での相 どの支援として、修学資金の 取得をめざす外国人留学生な 成、④介護福祉士国家資格の 生産性向上のガイドライン作 後のマッチングまでを一体的 入支援・ICT活用推進など ③介護ロボットの導

だけますか。 や制度間の違いを教えていた 存しています。各制度の特徴 については、複数の制度が併 ■外国人介護人材の受け入れ

とが必要とされています。

こうした状況に対して、

玉

平 岡 定 除するため、相手国からの送 介業者による不当な搾取を排 国から受け入れています。 フィリピン、ベトナムの3カ を目的として、インドネシア、 では経済活動の連携強化 EPA(経済連 機協 仲

> ます。 ます。これまで3カ国合計 23万5000円が補助され の学習支援のため、 ただくことにあり、 取得して日本で長く働いてい 管理されています。 双方の公的機関によって一元 り出しと日本での受け入れ 544人が資格を取得してい で3529人を受け入れて、 施設に候補者1人当たり年間 ゴールは介護福祉士の資格を E P A 国から各 受入施設

受け入れ人数は3カ国合計 けられているので、 各国300人という上限が設 問系サービスが追加されまし 最大900人です た。ただ、受け入れ人数には A介護福祉士の就労範囲に訪 祉士の資格を取得されたEP 活躍の促進のために、 17年4月からは、さらなる 1年間の 介護福

とをゴールとする制度が く日本で働いていただくこ 護福祉士資格を取得して長 平岡 EPAと同様に、介 は何でしょうか ■在留資格「介護」 の特徴

留

資格

「介護」です。

外国 在

護」とは違い、

介護福祉士資

けば、 が免除されるなど、国とし 験受験対策費用4万円など) 5万円·入学準備金20万円 て貸し付けた金額(学費月 す制度です。 上学んで、 護福祉士養成施設で2年以 人留学生として入国し、介 ても受け入れに向けた環境 て介護福祉士として5年働 整備を進めています。 職準備金20万円・国家試 養成施設の学費とし 資格取得をめざ 資格を取得

ができます ため、 留期間更新の回数制限がない EPAも在留資格「介護」 家族の帯同が可能で、 介護福祉士の資格取得後 日本で長期間働くこと 在

した。 年11月に介護職が追加されま ■外国人技能実習制度には17

平岡 種に固有の要件が定められて います。EPAや在留資格「介 技能移転を目的とした制度 に対応できるように、介護職 介護分野の特性に基づく要請 対人型サービスとしての 外国人技能実習制度は

が受け

れるよう、

検討

年

制

0

看護

課

程

修

Í

が

要

V

ま

す。

昨

年

度

0

「外国人労働者受け入れ拡大と

医療介護経営シンポジウム」

が ば、 って います して長 在留 きるよう、 資格 公く働 き続 介護」 検 討 が it 進 0 ること め 適 6 用

ば、 0 技 了 最 なり 大 介 能 す 技 5 日 能 護 1 n ŧ 実 本 を 号 ば 年 習 で b 新 間 長 つ に 生 在 で と す 移 留 0 働 学 資 在 行 が、 け び 格 留 Ļ る 3 た 期 į け 日 特 年 間 う n 修 本 定 は

か。 うな 20 定技 仕 組 能 9 みとなるの 年 号 · 4 月 から は でしょう どの 始 ま ょ

が、 は 5 想 平 日 定され ば 崗 1 本 方、 介護福祉 نخ 語 能実習同 が 海外 在 n 留資格 上 て 技 関 た方 一限とされ V 能 す で ・ます。 士 る 実習を3 行 が -資格を 様、 試験 わ 「介護」 対 'n 象と 在留期 る技 在 iz て 協期 年以 合格 取 いま ī 能と 0) 得 す す Ē 適 間 間 ŀ. さ 定

看

護

学校 または

 $\widehat{3}$

年以

Ĺ

卒業

「インドネシ

7

0)

す。 進 な か L 厳 て りと整備 号で入国さ 0) め な で しまう 設側 n W 転 戦戦も 可 面 が 福用 他 ħ もあるかと思 能 て本人 自 た方 性もあると 0) 由 環境を 施 特定技 ハをサ K 設に は労働 転 ポ Ū

0

新

済

政

策

護

福

祉

士資

格

を

取

得

す

n

に基づ

ŧ 経

実習期

間 ッ

中

6

が

2

17年末閣

議決 いりま

定

0

取

得

は

目

標

小では

あ

せ

5

7

r.V

ます。

能

な

つ

て

e V

・ます。

さらに

本

介護福祉士合格率は94 トナ ン 人 E P . A の %

関 公的 平 いこと ネ は 材が来日していますね。 イ 活 EP n 崗 玉 動 3 る制 な枠組 ア 0 ネシ .Aでは受入要件が厳 年以 とに から、 Е 政 連 度です。 P の府に 携 A は 上 異 み 強 Ú で特例的に受け 化 な よる 卒 ベル 0 0) 「高等教力 国間 来日 業 7 観 の高い 介 +イン v 点 護 0 の ま か ン要件 士 育 経 5 す 認 機

護 業 ベ フ 0 士認定」 + イ 看護学校 , リピ ナ ٨ イ は 1) または الح は 「 3 年 (4年制 政 4 -生または 府 年 ヮ゙ 制 による 卒業 イ 大学卒 ij

できま 職 7 ŋ なっ ア、 語 攴 v レ 能 て る ベ 0 フ 力 Ď ル ようにEP W の ŀ ます。 要件 IJ で、 0) ナ 高 ピン 4 11 は が

人材

が で

来日

Α

は

か

な

لح ま とも期待されます ī 後 ず。 価 も良 T 輩 7 留学生 活 0) 0 湿躍さ < 役割を扣 良 き 一や技 職 受 n 相 場の 入施 ている人も 談 能 設役 う 実習 IJ 設 から 1 生

はどう か 取 あ EP 得 介護 に A なって 向 人材と け 福 た支援 祉 11 王 留 ま 資 す 格

平

岡

Е

P

Α

人

材

学 試 ど 修 知 言 H 介 対 0) など 習 験 ゃ 識 入 護 芰 0 介 通 n 導 7 援 技 合 護 信 0) 後 入 は、 を実 福 ほ 術 0 格 添 研 祉 削 0 相 修 就 か 施 向 指 集 労 士 談 H 玉 導 合 車 前 受 門 助 た 家 な 研

> て 福祉士 合 ナ 0) 受験となっ A 9 人介護 割を 国 家試 福祉士候 超える方 た E P 験 では、 が 補 Α 初 0

介 7 相 設 護 談 で V) 総 ま 支 0) 援 修 合 す。 確 体 学 保 ま 制 資 基 た、 0) 金 金 整 貸 を 地 備 L 活 域 を 付 用 医 進 け め ゃ

1 0

U

著

が

N 5 イ

袓 F

Ν

3

以

上 度 ネ 日 シ

لح 以

されました。 留 学生に 対 して は 養 成 施

1 留 学 生 対 す る P R Ļ H 療

> 0 に

?合格 0 め 施 代 本 住 設 語 0 費 参 学 が 等 習 留 入 学生に を 促 0) 奨学金と 進、 充 実 2 など若 対 受け L

入 年

n 世

費

W ょ 現 マ ます ッ る 地 チ 留 で 学 0) グ 生 合 支 と受入 同 援 説 等 明 を 施 会 行 設 開 と 催

(3)

対

しそ

0 場

経

費 に、

0

部

を 施設

助

成、

す

る

合

受

入

13 支

L 学

て

編集 部

介 0) 介護に従事する外国人の受入れ EPA(経済連携協定) 在留資格「介護」 介護職種の技能実習 (インドネシア・フィリピン・ (H29.9/1~) $(H29.11/1 \sim)$ ベトナム) 二国間の経済連携の強化 専門的・技術的分野の外国人の受入れ 本国への技能移転 〈就労コース〉 〈就学コース〉 外国人留学生として 実習実施者 介護福祉士候補者として入国 入国 (介護施設等)の下で 宝翌 (最大5年間) 介護福祉士養成施設 介護施設・病院で 介護福祉士養成施設 【特定活動 (2年以上) 就労·研修 (2年以上) 留学 (フィリピン・ベトナム) 受入れの流れ 技能実習 実習の各段階で 4年目に介護福祉士 Ê (注) (注) 技能評価試験を 国家試験を受験 <u>A</u> 受检 介護福祉士資格取得(登録) 介護福祉士資格取得(登録) 介護 介護福祉士として 業務従事 介護福祉士として業務従事 ※【 】内は ・家族(配偶者・子)の帯同が可能 在留資格 ・在留期間更新の回数制限なし 本国での技能等の活用

(注)平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。 ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。 出所:厚生労働省作成資料

外国人技能実習生の受け入れで 番のポ イントは監理 団体(

目されたのは



組合の機能について教えて 育成協議会と介護施設協同 一般社団法 人海外介護 士

会は、 甘利 ています 9都県で32事業者が加入し 協同組合を対象に考えてい を支援する団体で、 ウハウを持たない協同組合 介護事業者で構成された団 関東と長野を中心に 介 海 介護施設協同組合は 外介護士育成協議 護の経験 いや教育 全国の

す

ح を育てようと決意したので L 持つようになりました。そ 破 と 迫る て自分の手で海外介護士 一続してしまうと危機感を のままでは日本の介護は のぞみグループ 代表 甘利 庸子 氏 求 人難を肌で感じ、 甘利 ですか。 どんな経緯から 設を運営するな 福祉法人の理事 かで、じわじわ 長として介護施 私は社 会

ア 0) 市にあるタイ国教育省認可 で 秋に発生したタイの大洪 むきっかけは、 す。 で初めて日本語と日 一営を引き受け、 学校法人と日本語学校の 海 :外人材の育成に取 このときにバンコク 2 東南 1 1 年 - 本の アジ り組 水

■海外人材の受け入れに着

ケアを必須カリキュラムに

めて許認可を取得したほか

察し、 設立しました。 語学校、 政府機関、 ドネシア、 ボジア、 トナム、 設立しました。 学校を閉校して一 ター た。 した介護学校を開 人海外介護士育成協議会を ところが14年にクー が勃発したので、 介護施設協同組合を ミャンマー、 フィリピン、 送出機関などを視 中国を訪問して、 看護学校、 15年には 一般社団 校し イン カン 介護 日 まし 本 法 デ

護施設 護専門 甘利 を開設しました。 ニングセンター2施設と寮 市に海外人材向けのトレ までの実績はいかがですか。 体化してきましたね。 ■その後、 17 年 に、 の監理団体として初 協 同組合が新設の 次々に構想を具 長野県小諸 さらに介 現 介 在 1

> が採択されました。 学校と介護センター ナム国における日本式介護 営モデルの案件 支援事業に応募し「ベ I C A の 中小企業海外展 化 。 の 一 調 査 体 **|**

開

運

印式を行いました。 ワ グ 玉 業者の指定を取得したほか 護 対 協 もとに国立ハノイ医科大学 ベトナム保健省立ち会い ĺ ループの株式会社エスポ 立中央老人病院・のぞみ 職員初任者研修過程) する介護員養成研修(介 議会が介護技能実習生に 昨年は、 ル の3者間で覚書の 海外介護士育成 事

0

甘利 名が4都県の受け入れ施設 開 県 11 業 イ 19 ド 実習生1期生として、 はどんな状況でしょうか。 数と日本語検定資格の取 生 12 名 名、 始 の受け入れ施設で実習を 月には1期生19名が6都 ンドネシアの看護学校卒 ネシアの看護学校卒業生 技能実習生の受け入れ人 し、 昨年8月に介護技能 10月に2期生として 12 が入国しました。 月には2期生12 イン

予定です。 ンドネシアから19名が入国 年1月には3期生としてイ で実習を開始しました。

が 4名、 です。 N3が16名です。 定の3期生は、 3 が 10 名。 実習開始時にN4が2名、 6 名、 前にN4が1名、 日 1期生は入国時にN4が 本語検定資格の 2期生は入国時にN4 N3が13名、 N3が8名。 今年1月に入国予 N4が3名、 N3が18名 実習開 12 月 の 取 得で Ν

ます。 入れ機関に助言をお願いし 監理団体の立場から受け

調

させ、 甘利 技術をきちんと身に付けて 選ぶ時のポイントは「介護 0) あげられるか?」「特定技能 の現場に精通しているか?_ など大きな環境の変化時に、 へのキャリアアップや帰国 実習開始までにN3に合格 後まできちんとサポー 監 理 医療・介護の知識 团 体を選ぶかです。 のポイントはど

できるか?」などです。

います。

16年にミーディ

ターとして「Aoyam

す。

泊

手配などの事業を行

「外国人労働者受け入れ拡大と

医療介護経営シンポジウム

のメインは留学生で、

在留資

留学生・実習生・特定技能を併用 募集・教育・受入れを全て自前で対応



JVMCHR代表取締役 株式会社青山ケアサポート 代表取締役 宗修 氏 岡田

岡田 中長期的な外国人人材 はどういったものでしょうか。 山メディカルグループの方針 ■外国人介護人材に関する青

置付けて、留学生と技能実習 は短期的な労働力の補充と位 生・特定技能のベストミック 「介護」の取得をめざしま 技能実習生と特定技能

ていきます。 教育・留学・技能実習を行っ も仲介業者を使わずに募集・ 針で、これまでと同様に今後 自前で行うのがグループの方 から就労先の確保まで全てを スを探ります。留学生の募集 現在、 ベトナム て 術コンサルティング・短期 ン留学センター、18年にミー 宿

業を教えてください。 トナムで取り組んでいる事 人材の受け入れに向けてべ カルグループが外国人介護

ます。

紹介・マーケットリサーチ・ 学コンサルティング・人材 0) ح 会 岡 Μ 1 田 材コンサルティング・ 支援を目的に、 の会社は外国人介護人材 社青山ケアサ CHRを設立しました。 0 0%子会社としてJV 2015年に ポ 教育・留 1 トの 株式 技

附講座を優秀 大学で行 の大学・ げていきます。 な高校にも広 いる日本語 一青山メディ 短期 って 寄 関 10 す。 Ļ ベ ١ ナムで日 本語

■国内ではどのような取り組

みを進めていますか

岡田 今年4月には技能実習生入国 m 予定です。17年に「Aoya 6法人が計15名を受け入れる で、まだ入国していませんが、 しました。組合員数は29法人 関西医療介護協同組合を設立 ソ日本語学校」を設立し、 H o p e 15年に監理団体として (日本語・介護) セン A c a d e

センターを設立する予定で ディン教育センターを設 今年はダナン留学教 育 立

前の介護講習を実施してい 留学センターでは日本留学 は 18 年 10 教育を実施している学生数 機関と連携して日本語 月時点で50名です。

> た。 やっていく体制が整いまし 上から川下まですべて自前 期的な就労と考えています。 を設立する予定です。 A H A 技能実習生と特定技能は短 留資格の『介護』を目指し、 今後もメインは留学生、 ACAの設 立 で川 在

> > 入し、 岡田

集合住宅を2軒建設し、

戸建て住宅を10軒購

教育 機 e 卜 1

のです。

ので、こうした手段を取った

してくれないオーナーが多

人が集団生活をする場合、貸 大阪府や兵庫県ではベトナム

としています。 ■留学生の受け入れ実績と今

後の受け入れ予定はどうなつ

ていますか

生 21 名、 5期生8名が入学する予定で 卒業しました。今年4月には 入学し、 2期生37名、 語学校に1期生51名、 岡田 17年4月にAHA日本 1期生は18年3月に 10月に4期生35名が 18年4月に3期 10 月 に

C a r e A c a d e m у か のようにしているのでしょう ■入国後の生活支援体制はど

保して、

寮を整備しました。

5LDKの賃貸物件を1戸確

取り組んでいます。「C-r 運用、外国人材管理ソフト「P ナム語ではなく、 護福祉士を目指すため、ベト po」については、将来介 mane」の開発と運用に さらにWeb介護記録ソフ C r e p o 日本語仕様 の開発と

> たトラブルについても教えて 留学生数と帰国理由、 いただけますか ■過去2年間で途中帰国した 発生し

文化の違いから来るトラブル 張り付けて壁紙を破損」 2を取得できず3年制の学校 岡田 ては「壁に強力粘着テープを しいという声に応えて帰国す や子どもを残してきた学生 を選ばなかった」「母国に夫 で多かったのは、「1年でN 全体の1割程度で、 等です。トラブルについ 家族からの帰ってきてほ 途中帰国した留学生は 帰国理由

文/編集部

がありました。

介護現場の閉塞感からの脱却 ア健康構想で越境学習に着手



社会医療法人愛仁会本部 高槻地区事業統括部長 社会福祉法人愛和会 本 本部統括部長

考えました。 越境学習を

茂典 氏 坪

が動機であると伺いました。 策ではなく、職員の越境学習 に着目した理由は人手不足対 ■愛仁会が外国人人材の活用 人材採用と人材育成は

始され久しい中、介護報酬引き があります。介護保険制度が開 として重点的に行われる必要 ていくために、施設運営の根幹 介護サービスを持続可能にし

護のプロフェッショナリズム することで、スキルアップと 職場環境から離れて外を経験 学習です。限られた狭い範囲の 自 の確立をめざします の質を問い直します。そして介 を見直し、施設全体のサービス モチベーションアップを図り、 0) 介護職員として専門職の価値 なかで自明化してしまった らのキャリアを問い直せる

後には南阿蘇に介護職を派遣 護師を派遣。また、熊本地震直 と業務提携を開始し、医師や看 イ王国のサミティヴェート病院 私たちは2016年からタ

問題があります。このようなネ ない閉塞感や硬直化といった ベーションにプラスに作用し 介護現場にはプライドやモチ が強調され、その結果として 不足などのマイナス面ばかり 下げや低賃金による介護人材

> 通してできると考えたのです。 ベトナムでの介護人材育成を です。つまりこれと同じことが 方が大きく変わるという事実 は、越境学習によってものの見 しました。これらから得たこと

破るために、 状況を打ち ガティブな

介護職員の

みを教えてください 取り組んでいます。 基づいて外国人人材の育成に その仕組

境界を飛び越えて、日々の仕事

とは、組織の

越境学習

ら成り立っています。フェイ ロジェクトは3つのフェイズか トを進めています。私たちのプ ブリッジ」の下でプロジェク 想推進会議が主導する「アジ 成し、日本政府・アジア健康構 PSは3法人の頭文字)」を結 業体「APSコンソーシアム (A 会医療法人グループが共同事 府和泉市) の在阪の3つの社 ス (大阪府堺市)、生長会 (大阪 ア健康構想・日越ヘルスケア 愛仁会 (大阪市)、ペガサ

得を目指します。

■愛仁会はアジア健康構想に ムで日本語はN3レベル、介護 その後約8カ月のカリキュラ に対して介護言語・技術・介 習生として来日予定の26名 で常時1名派遣して、技能実 阪APS介護スキルラボ」を開 内に日本式介護の教育機関「大 組みとして、2018年6月に の実践とその環境づくりです。 は初任者研修レベルの技術習 ボへの入学はN4取得が条件 護文化を教育しています。 設し、介護福祉士を毎月交替 ハノイの日本語教育機関の構 私たちはフェイズ1の取り

ベトナムの優良な介 るところです。 チで受け入れ準備を進めてい ます。今は3法人共通の教育 の施設での技能実習が始まり Ļ プログラムを作成し、急ピッ 2月末には第一陣が入国 フェイズ2としてAPS

実習生がベトナムに帰還する さらに、フェイズ3で技能

ズ1は、

り。フェイズ2は、APSコン との協働による教育体制づく 転。フェイズ3は技能移転後に ソーシアムでの質の高い技能移 護人材送出機関・日本語学校 に入れています。 や就労の場を作ることも視 が活躍できる介護施設の開設 3~5年後には、現地で彼ら

母国に帰還しての日本式介護

現場に帰ることで、日本の介 ションアップした講師たちが 価値が付く」という方針です。 トナム人介護士の本国帰還後 その結果「フェイズ3で、ベ 教育プログラムを開発する_ ろうが、質の高いベトナム人 を最終目標と考えています。 て、しっかり母国に帰すこと であると思い、しっかり教え 能実習生を自分たちの教え子 坪 私たちは、ベトナム人技 では何を重要視していますか。 ■ベトナム人技能実習生の育成 介護を見つめ直し、モチベー 越境学習によって自分たちの イズ2でOJTによる有効な 介護士を育成するために、フェ とは見ない」「制度がどう変わ だから「ベトナムから来日する 介護士を決して安価な労働力 に日本式介護実践者としての 一方でベトナムに赴任して、

ラ

狙いです。 護現場が変わることが大きな

(文/編集部

定技能1号外国人材に対する

支援で、

作成した支援計画に

外国人労働者受け入れ拡大と 医療介護経営シンポジウム」

能実習生・特定技能活用の焦点は 悪徳業者の排除

ながら整備していく。特定技能の創設が事業者に与える影響や登録支援機関の役割など、紙幅の都合で 外国人材確保の制度設計はできたが、適正な運用と効果的な人材活用法については試行錯誤を繰り返し 部しか掲載できないが、行政、監理団体、事業者がホンネで問題点を議論した。

ベトナムで獲得競争が激化 介護実習生を確保しにくい情勢

活上又は社会生活上の支援に

基づいて職業生活上、

日常生

に在留資格がひとつふたつ増 れ制度の発足に当たり「単純 **永見** 新たな外国人材の受入 ください

業者の留意点についてお話し

定技能の活用を考えている事

法務省と厚労省から、

いう声もありますが、 えただけではないのか?」と 今回の

が認められなかった分野にお きたいと思います。 になりました。事業者の皆さ いても就労が認められること 法改正により、これまで就労 イントは受入れ機関による特 んには上手く利用していただ 重要なポ 予定です。 業者の介在の有無を確認する 0) わ いても審査の中で悪質な仲介 で、 出入国在留管理庁にお

度なのに、 特定技能は新しく創設した制 には入国後に限らず入国前の 当たっていただきたい。 えることにもなりかねません わっていないという印象を与 よる不当な金銭の徴収等が行 ていただく必要があります。、 違法であることなどを教示し ダンスなどを通して仲介業者 支援も含まれ、 による不当な金銭の徴収等は れては、これまでと何も変 悪質な仲介業者に 入国前のガイ 支援

て以降、 受入れ機関には、受け入れ 出入国管理及び難民

> 平 岡 け入れる総合的対応策を策定 は外国人材を生活者として受 らないからです。政府として 問題は絶対に防がなければな する人権侵害や失踪といった 度で問題になった実習生に対 国となるために、技能実習制 が外国人から選んでもらえる く申し上げているのは、日本 いしたいと思っています。 に関する基準」の遵守をお願 行に関する基準」「支援体制 基準」「雇用契約の適正な履 認定法が定める 自治体等とも連携を進め 我々が支援について強 「雇用契約 の

異なり介護事業者は中小規模 に受入が進んでいる他業界と をお願いしていますが、すで また、受入れ機関での支援 ていきます。

シンポジウム 司 会 保健 ・医療・福祉サービス研究会 代表 田中 優至 シンポジスト 貴信氏 永見 法務省入国管理局総務課企画室法務専門官 社会·援護局福祉基盤課 室長補佐 平岡 敬博氏 厚生労働省 福祉人材確保対策室 甘利 庸子氏 JVMCHR代表取締役 株式会社青山ケアサポート 田田 宗修氏 茂典氏 社会医療法人愛仁会本部 高槻地区事業統括部長 社会福祉法人愛和会 本部統括部長 全国人材支援事業協同組合 代表理事 菊池 博文氏

切な支援をお願いしたいと考 いるノウハウも活用され、適 すので、監理団体で培われて 業務と共通する部分もありま 能実習生に対する監理団体の 体的な支援を登録支援機関に もしれません。その場合、具 の支援を行うことは難しいか 願いすることになります 登録支援機関の業務は技

が始まって間もなく創設され お聞かせください。 な影響を及ぼしそうでしょう た特定技能は経営にどのよう 事業者の立場から見解を -技能実習生の受け入れ

> 生を選びます。 もすばらしいので、

技能実習

習で3年就労した後にステッ 能に対して、当初は「技能実 ないうちに創設された特定技 受け入れが始まって1年もし に一生懸命取り組んできて、 (笑)。技能実習生の受け入れ 私は混乱しています

す。特定技能の対象に宿泊や



田中 優至

も多く、個々の事業者が全て うな気がしてなりません。 特定技能で入ってくる人たち 迎」と思っていました。しか プアップできる制度で大歓 た技能実習生たちがあまりに を選ぶのか。私は社会福祉法 実習生を選ぶのか、特定技能 て選ぶのは事業者です。技能 たちに比べてレベルが劣るよ し試験の要件などを見ると、 人の理事長ですが、受け入れ 政府がつくった制度に対し 技能実習で入ってくる人

とは、 まりにくくなっていることで 道ベースでしか把握していま 岡田 特定技能については報 せん。ベトナムで今感じるこ 技能実習生が非常に集

目的から介護は避けられる流 間に手っ取り早く稼ぐという 外食などが加わったことで業 ルが高いという理由で、短期 てきたうえに、介護はハード 種 れになっています。 |間の獲得競争が激しくなっ

ている保証金については、こ んな問題があります。ベトナ 技能実習制度で問題になっ

> 思っています。 解消できるのではないかとも 組みをつくれば、失踪問題を 国する時に返金するような仕 管理して、実習が終了して帰 えば保証金を日本政府が一括 金を払っているからです。 失踪するのは借金をして保証 に送り込むブローカーに対し ません。保証金を取って日本 は失踪である例が少なくあり するかは手段であって、 ム人がどの業種を選んで来日 トナム人と日本人がいます。 日本には手引きをするべ 目的 例

ると思います 組みのもとに、質の高いベト 想の技能移転と人材還流の仕 由度が高いので、これを上手 習制度に比べて特定技能は自 が増えました。さらに技能実 んの見解はいかがでしょうか。 け入れに取り組んでいる坪さ を組んでベトナムからの人材受 ナム人介護士の育成に活かせ く活用すれば、アジア健康構 特定技能の創設で選択肢

は老健で、さらに地域包括ケ 在宅復帰に向けての介護ケア は、 教育プログラムの質が極めて た日本式の介護を習得するに 重要です。自立支援を目指し ンソーシアムにおけるOJT 介護ケアの基本は特養で、

他法人とコンソーシアム

では、フェイズ2でAPSコ 例えば、私たちのスキーム

すか。

造になっています。フェイズ 幅と多様性を持たせることが 2に転職可能な特定技能制度 はこれができない硬直的な構 トと考えています。 できる。これは最大のメリッ ム人介護士のキャリア育成に を取り入れることで、ベトナ えますが、現行の技能実習で ブローテーションが有効と考 ホームでといったようにジョ アによる自立支援はグループ

決できると考えています。 が高いがゆえの質の低下も懸 する体制を確保することで解 のように入口でしっかり教育 念されるところです。ここは 「大阪APS介護スキルラボ 方で、特定技能は自由度

重要なのは、海外からも 人が集まる環境整備

実績を持つ全国人材支援事業 - 監理団体として豊富な

> 度発足をどのように見ていま 協同組合の菊池さんは、新制

菊池 とって、わざわざ日本に来る N1やN2を取得した学生に 専門学校に進学し、 現地の高校を卒業して大学や ると思います。もうひとつ、 専門知識を習得するには、 等に通いながら日本語と介護 としても、海外の学生が大学 初の人材は技能実習生からの 極的に海外を訪問したりする が監理団体を設立したり、 加されたことで、介護事業者 月に技能実習制度に介護が追 7000名の技能実習生を受 るため、試験が早く始まった 移行組は早くても3年後とな など大きな変化がありまし け入れてきました。一昨年 意味があるのかという問題も ~3年の教育期間が必要にな 特定技能については、 我 々 は 12 カ 国 在学中に か 当 積 2

知数です。介護技能実習生か ぶ学生がどれだけいるかは未 護職をめざして特定技能を選 れているなかで、最初から介 特定技能に14業種が指定さ あります。

「外国人労働者受け入れ拡大と 医療介護経営シンポジウム



博文 氏 菊池



坪 茂典 氏

にはならないでしょうか。



岡田 宗修 氏



甘利 庸子氏



平岡 敬博 氏

0)

で、

えで、



永見 貴信 氏

か。

介護事業者の約3割は

のではないかと思います。

うな人材不足の約2割は外国人 ないという技能実習制度の否定 となる特定技能の創設は、 を受入れるべきではないでしょ 働力を必要としていると思いま 外国人を必要としないでしょう 人を労働力として扱ってはいけ 残りの約5割が外国人の労 法定定員割れをしているよ その状況で、永住も可能

能2号の対象となる分野は決 号を終えた人の全てが特定技 永見 まっていませんが、極めて限 能2号に移行するわけでは 技能移転ですが、特定技能1 ありません。現時点で特定技 技能実習制度の趣旨は

設のブランディングです。 重要で、一番難しいのは人材 ンが多いのではないでしょう きたいと思います ディングに取り組んでいただ の確保です。鍵を握るのは施 ら特定技能に移行するパター い噂も悪い噂もすぐに広まる 介護事業者にとって一番 職場環境を整備したう 海外においてもブラン 良 平岡 定的なものになる見込みで

外国人材に目立つ結核発症 有効な対処法はないのか?

すか。 の相互関係はどうなっていま 度、特定技能、在留資格「介護」 うか。それから、 なれば帰国しなければならな して1年目にN3を取得でき 出席者A 技能実習生で来日 い措置は問題ではないでしょ 技能実習制

平岡 の日本語要件を満たさなかっ 能実習生について入国1年後 質にも配慮しつつ、 た場合にも引き続き在留を可 昨 ·年6月15日に「介護の 最初の質問について 介護の技

能で引き続き就労する選択肢 遵守したうえで今回、 いと考えています。 度の趣旨を損なうものではな すので、必ずしも技能実習制 能移転に取り組むと思われま での就労を終えたら本国で技 も加わったということになる 多くの者が特定技能1号 技能実習制度の趣旨を 特定技

フロアからの意見をお 出席者B 14年前から技能実 討が進められています。

相手国政府に対して送出機関

の適正化を要請し、

問題が発

覚したら報告して善処を依頼

します。

協定を通じ、

政府としては、

平岡 相手国政府との二国間

しょうか。

ださい。 留学生が結核を発症して、 けました。対処法を教えてく 員と入所者の全員が検査を受 介護施設ではミャンマー人の した。私の妹が勤務している 患者には結核が多いと聞きま 字病院に確認したら外国人の 職

なく、 同じ検査を実施しています ナム人留学生を170人受け 岡田 の検査と入国後の検査だけで は1人もいません。 入れていますが、 就労前に日本人職員と 私のグループではベト 結核発症者 出国

ます。2つ目の質問ですが を進める」と閣議決定してい 能とする仕組みについて検討 2017年末閣議決定の「新

出席者C

技能実習制

度は 現

粛々と取り組む以外にないと

の在留期間中に介護福祉士資 基づき、技能実習や特定技能 続けることができるよう、 護」の適用者として長く働き 格を取得すれば、在留資格「介 しい経済政策パッケージ」に 検

題があるのですが、

日本側

ら規制することは可能なので

きました。主に送出機関に問 ほど劣悪な状況が指摘されて 代の人身売買〟とも言われる

。現代の奴隷制度、とか

習生の受け入れを行っていま 人
5名が発症しました。赤十 が多く、この2年でベトナム すが、外国人には結核の発症

願いします。







文/編集部

17 Visionと戦略 2019.2